令和 7 年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GX サプライチェーン構築支援事業）交付規程

2026/10/9

GXSC 補助金事務局

（通則）

第1条　令和 7 年度補正脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GX サプライチェーン構築支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程（以下「本規程」という。）の定めるところによる。

2　本規程は、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GX サプライチェーン構築支援事業）交付要綱（20260126 財 G 第 2 号。以下「要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、アデコ株式会社が経済産業大臣に交付の申請を行い、要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき交付決定がなされたことを受け、補助金の交付（第 3 条で規定する。）を行う事業（以下「本事業」という。）に係る補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。なお、アデコ株式会社は GXSC 補助金事務局（以下「事務局」という。）を設置して本事業の執行を行う。

（補助金の目的）

第2条　補助金は、カーボンニュートラル（以下、CN）を宣言する国・地域が増加し、産業競争力強化・経済成長を前提として脱炭素化も実現する GX に向けた長期的かつ大規模な投資競争が熾烈化している。このような背景の下、我が国における中小企業を含む製造サプライチェーンや技術基盤の強みを最大限活用し、GX 実現にとって不可欠となる、水電解装置、浮体式等洋上風力発電設備、ペロブスカイト太陽電池、燃料電池、HVDC ケーブル等をはじめとする、ＧＸ分野の国内製造サプライチェーンを世界に先駆けて構築することに必要な設備投資に要する経費の一部を補助することにより、野心的な CN に向けた取組を推進することを通じて、産業競争力強化を支援することを目的とする。

（補助金の交付）

第3条　事務局は、間接補助事業者（第 12 条第 2 項で規定する補助金交付決定通知書の通知を受けた者であって前項の補助金の交付の申請を取り下げなかった交付申請者をいう。以下「間接補助事業者」という。）が行う GX サプライチェーン構築支援事業（第 6 条で規定する補助対象事業をいう。以下「間接補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（第 7 条で規定する補助金の対象となる経費をいう。以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補

助金を交付する。ただし、別紙１　暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2　交付決定の日（第 11 条第 1 項で規定する交付決定通知書に記載された日をいう。以下「交付決定日」という。）より前の補助事業への着手（以下「事前着手」という。）は、原則として認められない。ただし、補助対象者（第 4 条で規定する。）が事務局の定める期間内に事前着手届出を行い、事務局から事前着手届出受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合がある。

（補助対象となる類型等）

第4条　補助金の補助対象となる間接補助事業の類型は、浮体式等洋上風力発電設備の生産に係る設備投資等事業を「事業Ⅰ（浮体式等洋上風力発電設備）」、ペロブスカイト太陽電池の生産に係る設備投資等事業を「事業Ⅱ（ペロブスカイト太陽電池）」、水電解装置・燃料電池の生産に係る設備投資等事業を「事業Ⅲ（水電解装置・燃料電池）」とする。

（補助対象者）

第5条　補助金の申請を行う者（以下「補助対象者」という。）は、原則として以下の全ての要件を満たす事業者でなければならない。

一　事務局が別で詳細の要件を定める温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。なお、GX リーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなす。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2022 年度 CO_2 排出量が 20 万 t 未満の企業または中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができる。

二　日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していること。

三　間接補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

四　間接補助事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

五　経済産業省からの補助金交付等停止措置、または指名停止措置が講じられている者ではないこと。

六　間接補助事業により、第 6 条で規定する分野別投資戦略等に基づき、CN に向けた取組を推進することを通じて、各間接補助事業の類型に合致する競争力強化に繋がる設備投資を行う事業を実施する事業所に設置する補助対象設備等の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間の間、継続的に使用する者であること。

七　本補助金は国庫債務負担行為であるため、各年度の支出計画についての確認と対応についての協力依頼を事務局から行った場合に、原則協力すること。

八　事務局及びが実施する成果の把握・分析等に係る取組に協力すること。

九　国の予算の支出先や予算使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進している活動（gBizINFO や行政事業レビュー見える化サイト等）のために、補助金の交付

決定や交付に関する情報を事務局が経済産業省に提供することに同意できること。

一〇　次のいずれかに該当する事業者ではないこと。

イ．役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所

ロ．暴力団員等をその業務に従事させ、または従事させるおそれのある事業所

ハ．暴力団員等がその事業活動を支配する事業所

ニ．暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所

ホ．役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力または暴力団員等を利用するなどしている事業所

ヘ．役員等が暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所

ト．役員等または経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所

チ．イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

（補助対象事業）

第6条　補助金の対象となる補助対象事業は、補助金の目的に鑑み、分野別投資戦略等に基づき、CN に向けた取組を推進することを通じて、各間接補助事業の類型に合致する競争力強化に繋がる設備投資を行う事業を対象とする。

２　具体的な補助対象事業の要件等については、事務局は類型ごとの公募要領にて別に定める。

（補助金の対象となる経費及び補助率等）

第7条　事務局は、間接補助事業者が行う間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙１　暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

２　補助金の対象となる経費及び補助率等は、別紙２　補助対象経費及び補助率についてのとおりとする。

（電子申請等）

第8条　補助対象者は、原則として、本規程に定める手続きを電磁的方法（適正化法第 26 条の３第１項の規定に基づき事務局が定めるものをいう。以下「電子申請」という。）により行うこと。

2　事務局は、原則として本規程に定める手続きを電子申請により行う。

3　事務局及び補助対象者は原則、前 2 項のとおり電子申請により各種手続を行うこととするが、事務局が判断した場合及び 2030 年 4 月以降の手続方法についてはこの限りではない。

4　事務局は第 3 項のとおり電子申請以外による各種手続を行うことができるよう様式を定める。

（応募申請）

第9条　補助対象者は、別に定める応募申請書を原則として、電子申請等により事務局が定める日までに事務局が定める書類等を添えて事務局に提出しなければならない。

2　補助対象者は、前項の応募申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3　事務局は、補助対象者から応募申請書の提出があったときは、当該応募申請書の内容を審査し、補助事業を採択すべき者と認めたときは、採択通知書により当該補助対象者に通知するものとする。また、採択すべきものと認めなかったときは、不採択通知書により当該補助対象者に通知するものとする。

4　事務局は、前項の補助事業の採択に当たっては、事前に経済産業省と協議を行うこととする。

5　事務局は、第 3 項の通知に際して必要な条件等を付することができる。

（補助金の交付の申請）

第10条　前条第 3 項の規定により、採択通知を受けた者であって補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第 1 による交付申請書（以下「交付申請書」という。）を事務局が定める日までに事務局が定める書類を添えて提出しなければならない。ただし、間接補助事業者が、やむを得ない理由により事務局が定める日までに交付申請書を提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

2　交付申請者は補助事業を共同して実施しようとする場合は、前項の補助金の交付の申請を共同で行わなければならない。

3　交付申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4　第 9 条第 3 項の規定により採択通知書を受けた者（以下、「採択者」という。）が事務局

に交付申請書を提出しない場合に、事務局は採択者による交付申請を受け付けないことを通知することができる。

（交付決定の通知）

第11条　事務局は、前条第１項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべき者と認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、様式第２による交付決定通知書により、当該交付申請者に通知するものとする。この場合において、事務局は適正な交付を行うため、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うことができる。

2　事務局は、前条第３項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3　事務局は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ、間接補助事業の実施）

第12条　交付決定通知書の通知を受けた交付申請者は、交付決定の通知内容またはこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に事務局に申し出なければならない。

2　間接補助事業者（交付決定通知書の通知を受けた者であって前項の補助金の交付の申請を取り下げなかった交付申請者をいう。）は、原則として交付決定日以降に間接補助事業を実施する。

（計画変更の承認等）

第13条　間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第３による計画変更（等）承認申請を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の 10 パーセント以内の流用増減を除く。

(2)　間接補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

イ．補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

ロ．補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(3)　間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、または廃止しようとする場合。

(4)　間接補助事業の実施場所を変更する場合。

(5)　間接補助事業の全部または一部を他に承継させようとする場合。

(6)　破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行う場合（代理人による申請を含む。）。

2　事務局は、前項に基づく計画変更（等）承認申請書を受理したときは、当該申請に係る変更の内容が適正であると審査し、これを承認するときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

3　事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

（契約等）

第14条　間接補助事業者は、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、または委託してはならない。

2　間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合（契約金額 100 万円未満の場合を除く。）は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適当である場合は、指名競争に付し、または随意契約によることができる。

3　間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、または第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後、事務局が定める日までに、様式第 4 による体制届出書を作成し、事務局に提出しなければならない。

4　間接補助事業者は、前 2 項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

5　間接補助事業者は、第 2 項または第 3 項の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難または不適当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

6　事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

7　第 2 項から第 6 項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、または委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第15条　間接補助事業者は、第 11 条第 1 項の規定による交付決定によって生じる権利の全部または一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号。）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社または中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号。）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2　事務局が第 19 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が事務局に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号。）第 467 条または動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関

する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 10 条第 2 項に規定する通知または承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留しまたは次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条または債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1)　事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、または、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2)　債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡またはこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3)　事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3　第 1 項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡した場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第16条　間接補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の継続が困難となった場合においては、速やかに様式第 5 による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告、審査等）

第17条　間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第 6 による遂行状況報告書を事務局に提出しなければならない。

2　間接補助事業者は、事務局が計画に沿った間接補助事業の遂行が困難であると判断した場合等は、事業継続に係る審査を受けなければならない。

3　間接補助事業者は、事業の進捗状況等に関わらず、事務局の要求があった場合には、中間報告書を提出し、第三者委員会による中間審査を受けなければならない。

4　間接補助事業者は、間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度ごとに事務局が定める日までに様式第 7 による年度末実績報告書を事務局に提出しなければならない。

5　間接補助事業者が第 1 項による遂行状況報告書、第 3 項による中間報告書及び第 4 項による年度末実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

6　事務局は、間接補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、間接補助事業者に対し、間接補助事業に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この

場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

（実績報告）

第18条　間接補助事業者は、補助事業が完了（中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日または事務局が定める日のいずれか早い日までに様式第 8 による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2　間接補助事業者が前項による実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

3　間接補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第19条　事務局は、前条第 1 項による実績報告書及び第 17 条第 4 項による年度末実績報告書を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 13 条第 1 項による承認をした場合は、その承認された内容。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 9 による補助金額確定通知書により間接補助事業者に通知する。

2　事務局は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて延滞金を徴するものとする。

4　事務局は、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第 1 項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払い）

第20条　事務局は、補助金を前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

2　間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、前条第 1 項による補助金額確定通知書を受領した後、事務局に対し様式第 10 による精算（概算）払請求書を事務局に提出しなければならない。

3　事務局は、第 1 項で規定する概算払いについて事務局が管理する国の会計年度ごとの予算を確認の上で、間接補助事業者に対して概算払いの額を指示することができる。

4　事務局は、第 1 項ただし書による概算払いを行う場合は、間接補助事業者に様式第 10

による精算（概算）払請求書の提出を求めることができる。

5　事務局は第 2 項並びに前項による精算（概算）払請求書に基づき補助金を間接補助事業者に支払うものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第21条　間接補助事業者は、補助事業完了報告後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 11 による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書にて速やかに事務局に報告しなければならない。

2　事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。

3　前項の当該消費税等仕入控除税額の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第22条　事務局は、第 13 条第 1 項第 3 号の補助事業の全部若しくは一部の中止または廃止の申請があった場合、または次の各号のいずれかに該当する場合には、第 11 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、または変更することができる。

(1)　間接補助事業者が、法令、本規程またはこれらに基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合。

(2)　間接補助事業者または補助事業が、本規程の規定に適合しない場合。

(3)　間接補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途や本補助金の目的に反する用途に使用した場合。

(4)　間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合。

(5)　交付決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する見込みがなくなった場合。

(6)　当該補助事業が補助事業実施期間内に終了しなかった場合。

(7)　当該補助事業を遂行する見込みがなくなった場合。

(8)　間接補助事業者が、別紙 1　暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

(9)　事務局に対して行った申請、報告及び手続き等の内容と実態が著しく異なる場合。

(10)　補助金の交付において不適切であると事務局が判断をした場合。

2　事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。

3　事務局は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 5 号の事由による場合は、この限りではない。

4　第 2 項による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内

に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて延滞金を徴するものとする。

（加算金の計算）

第23条　間接補助事業者は、前条の規定による返還の命令を受けた場合は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年利 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した加算金を事務局が指定する方法で納付しなければならない。

2　第 20 条第 4 項の規定により補助金が 2 回以上に分けて支払われている場合、前項の補助金受領の日は最も遅い補助金受領の日とする。

3　事務局は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第24条　間接補助事業者は、第 19 条第 3 項、第 21 条第 3 項及び第 22 条第 4 項の規定による返還の命令を受け、各条に規定する返還期限までに納付が無い場合は、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以降の期間に応じ、返還すべき額につき年利 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局が指定する方法で納付しなければならない。

2　前条第 3 項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合について準用する。

（財産の管理等）

第25条　間接補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2　間接補助事業者は、取得財産等について、様式第 12 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3　間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、事務局が定める日までに様式第 13 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。また、補助対象事業による取得財産等があるときは、第 18 条第 1 項に定める実績報告書を提出する際に様式第 13 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4　事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額または鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額または見込まれる収入額の全部若しくは一部を事務局に納付させることがある。

5　間接補助事業者は、第 10 条第 1 項の規定に基づく交付の申請や第 13 条第 1 項の規定に基づく計画変更の申請に際して、間接補助事業における取得財産等に対し、抵当権などの担保権を設定する場合は、設定前に、様式第 14 による担保権設定承認申請書を事務

局に提出し、その承認を受けるものとする。なお、取得財産等に対して根抵当権の設定を行うことは認められない。

（財産の処分制限等）

第26条　取得財産等のうち、施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき事務局が定める処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2　適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。）に定める期間とする。

3　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 15 による取得財産等処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

4　前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助事業の承継）

第27条　事務局は、間接補助事業者について相続、法人の合併または分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（第 5 条で規定する補助対象者の要件を満たす者。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第 16 による補助事業承継承認申請書を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2　事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

（是正のための措置）

第28条　事務局は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを間接補助事業者に命ずることができる。

2　事務局は、本規程に規定する手続きが適切に実施されていないと認めるときは、必要な手続きを取るべきことを間接補助事業者または間接補助事業者の地位を実質的に承継している者に命ずることができる

（補助事業の経理等）

第29条　間接補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する国の会計年度の終了後 5 年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（事業継続状況等の報告）

第30条　間接補助事業者は、間接補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間（以下「報告期間」という。）、国の会計年度終了後ごと90日以内に間接補助事業に係る事業継続状況等について様式第17による事業継続状況報告書を事務局に報告しなければならない。

2　事務局若しくは経済産業省は、報告期間終了後も、間接補助事業者に対し、間接補助事業に係る事業継続状況に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

（暴力団排除に関する制約）

第31条　補助対象者は、別紙1　暴力団排除に関する誓約事項について応募申請及び交付申請前に確認しなければならず、応募申請書及び交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第32条　間接補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、または、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的または提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2　間接補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者または履行補助者の役員または従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3　本条の規定は補助事業の完了後（中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（個人情報の保護）

第33条　事務局は、申請者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）に従って取り扱うものとする。

（監督官庁等への情報開示）

第34条　事務局は間接補助事業者から提供された情報について、監督官庁等からの要請により情報開示が必要と認めたときは、その情報を開示することができる。間接補助事業者は、応募申請書及び交付申請書（計画変更（等）承認申請書も含む。）の提出をもってこれに同意したものとする。

2　事務局は間接補助事業者の申請された情報等（申請された情報を加工して生じた派生的

な情報も含む）を、効果的な政策立案や、政策の効果検証を目的として、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用されること前提に開示することができる。間接補助事業者は、応募申請書及び交付申請書（計画変更（等）承認申請書も含む。）の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第35条　事務局は、本規程に定められた事項のほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

本規程は、2026 年 10 月 9 日から施行する。
なお、本規程は施行日に関わらず 2026 年 3 月 25 日に遡って効力を生じるものとする。

改定履歴

施行：2026 年 10 月 9 日

別紙１

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1)　法人等（個人、法人または団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるときまたは法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。

(3)　役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙 2

補助対象経費及び補助率について

補助対象経費の区分、補助率及び限度額については、以下のとおりとする。

対象経費の区分	設計費	間接補助事業の実施に必要な機械装置、建物、建築材料等の設計費、システム設計費等
	建物等取得費	間接補助事業の実施に必要な建物（事業Ⅰの例：電気炉の建屋等、事業Ⅱの例：燃料・原料の貯蔵用建物等）の新設、建て替え、リフォームなどに係る費用
	設備費	①間接補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費 ②上記①または建物等取得に併せて実施する附帯工事費等
	システム整備費	・間接補助事業の実施に必要なソフトウエアの購入、作成（改修を含む。）に要する経費 ・補助対象経費で使用する設備機械装置の稼働のため直接的に必要となるソフトウエアを指す
補助率	事業Ⅰ	1/2 以内、または 1/3 以内
	事業Ⅱ	1/2 以内、または 1/3 以内
	事業Ⅲ	1/2 以内、または 1/3 以内
限度額	なし	
間接補助事業実施期間	原則として交付決定日から事務局が定める日まで	

（注）ＧＸ実現に向けた野心的な取組であると判断される場合は、2/3 以内、または 1/2 以内

※　補助対象経費は、当該事業を遂行するために真に必要かつ適切な経費とする。

※　本事業の対象経費である投下固定資産額には、土地やオフィス用建物の取得費は含まない。

※　投下固定資産で当該事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難いときは、適切な比率をもって按分するものとする。

※　割賦払に係るもので所有権を移転するものについては、その全額を資産として含むものとする。

※　申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注は、利益排除の対象とする。

※　事前着手届出を行い、事前着手受理通知を受けた場合の間接補助事業実施期間は、交付決定日または「事前着手開始日として認める日」のいずれか早い日を開始日とする。

（様式第１）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

申請者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
交付申請書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第10条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

１．間接補助事業の目的及び内容

２．間接補助事業の開始及び完了予定日

３．間接補助事業に要する経費　　円

４．補助対象経費　　円

５．補助金交付申請額　　円

６．間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

７．同上の金額の算出基礎

（注）　２．間接補助事業の開始及び完了予定日について、令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第3条第3項のただし書きによる事前着手承認申請を行い事務局の承認を得た場合は、間接補助事業の開始日として、「事前着手開始日として認める日」を記載すること。

（様式第２）

年　　月　　日

法人にあっては名称
　及び代表者の氏名　殿

GXSC補助金事務局

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって申請のありました令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）については、令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第11条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。

２．間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。
　間接補助事業に要する経費　　金〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円
　補助対象経費　　金〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円
　補助金の額　　金〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円
　ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

（様式第３）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　住所
氏名　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
計画変更（等）承認申請書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第13条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が間接補助事業に及ぼす影響

４．変更後の間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
（新旧対比）

（注）中止または廃止にあっては、中止または廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（様式第４）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
体制届出書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第14条第3項の規定に基づき、間接補助事業の実施体制について下記のとおり届け出ます。

記

１．事業者名

２．委託や外注等を行う業務範囲・内容・期間

（注）体制届出書に記載すべき事項
・間接補助事業を第三者に発注（請負その他委託の形式を問わない。）する場合は、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲を記載のこと。
・第三者の発注先からさらに発注している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

（様式第５）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
事故報告書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第16条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額　　円

３．事故に対して執った措置

４．間接補助事業の遂行及び完了の予定

（様式第６）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
遂行状況報告書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助事業の遂行状況

２．補助対象経費の区分別収支概要

（様式第７）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
年度末実績報告書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第17条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．報告する間接補助事業の事業期間と遂行状況

２．補助対象経費の区分別収支概要

（様式第８）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
実績報告書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した間接補助事業
（１）間接補助事業の内容
（２）重点的に実施した事項
（３）間接補助事業の効果

２．間接補助事業の収支決算
（１）収　　入
（２）支　　出
（イ）総括表　　（単位：円）

区　　分	間接補助事業に要した経費		補　助　対　象　経　費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交　付決定額	流用後交　付決定額	実績額
合　　計									

（ロ）経費の内訳　（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（注１）当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第25条第3項の規定に基づき、様式第13による取得財産等管理明細表を添付することとする。

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（注３）支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

（注４）間接補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な実施体制図を添付すること。

３．間接補助事業の完了日等

（１）間接補助事業完了予定日　　年　　月　　日

（２）間接補助事業完了日　　年　　月　　日

（様式第９）

年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　殿

GXSC補助金事務局

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
補助金額確定通知書

○○年○○月○○日付け実績報告書（あるいは年度末実績報告書）をもって報告のありました令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）について、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額が確定しましたので、通知します。

記

１．事業期間：　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
（注）年度末実績報告書の場合は、額を確定した補助事業期間中の事業期間を記載する。

２．補助金額（交付規程第19条第1項による額の確定額）

（様式第10）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
精算（概算）払請求書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）別紙「精算（概算）払請求内訳書」を添付すること。

（様式第11）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付規程第19条第1項による額の確定額）　　円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額　　円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

４．補助金返還相当額　　円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第12）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格または効用の増加価格が、令和７年度補正脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第26条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、令和７年度補正脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第26条第2項に定める期間を記載すること。

（様式第13）

取得財産等管理明細表（　年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格または効用の増加価格が、令和７年度補正脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第26条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

５．処分制限期間は、令和７年度補正脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第26条第2項に定める期間を記載すること。

（様式第 14）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 7 年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GX サプライチェーン構築支援事業）
担保権設定承認申請書

令和 7 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GX サプライチェーン構築支援事業）交付規程第 25 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1．間接補助事業による取得財産等の品目、取得（予定）日及び取得（予定）価格
（1）品 目（財産名）　：
（2）取得（予定）年月日：
（3）取得（予定）価格　：

2．担保権の設定もしくは設定予定の担保に関する内容

3．間接補助事業の遂行のために担保権の設定が必要となる理由等

（様式第 15）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 7 年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GX サプライチェーン構築支援事業）
取得財産等処分承認申請書

令和 7 年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GX サプライチェーン構築支援事業）交付規程第 26 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1．処分の内容
（1）処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等
（2）処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
（3）処分の相手方（住所、氏名または名称、使用の目的等）
2．処分理由

（注）2030年4月1日以降は、GXSC補助金事務局宛てから、経済産業省宛てに読み替えて、準用する。

（様式第 16）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
補助事業承継承認申請書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第27条第1項の規定に基づき、補助金に係る間接補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施することを希望し、下記のとおり申請します。

記

１．交付を決定した補助事業者名

２．間接補助事業の名称

３．間接補助事業の内容

４．承継理由

５．補助金交付決定通知の日付

６．本交付規程に定める全ての手続き及び事務局に提出した全ての書類等と、それらに関わる全ての算出根拠等の書類またはデータを引き継いだことの宣誓

７．既に交付を受けている補助金の額

（様式第17）

年　　月　　日

GXSC補助金事務局　御中

間接補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和７年度補正　脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（GXサプライチェーン構築支援事業）
事業継続状況報告書

令和７年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（GXサプライチェーン構築支援事業）交付規程第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．間接補助事業の遂行状況

２．補助対象経費の区分別収支概要

（注）2030年4月1日以降は、GXSC補助金事務局宛てから、経済産業省宛てに読み替えて、準用する。